

国営整第 79号
国住指第1482号
平成21年7月13日

都道府県営繕主務部長 あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長

国土交通省住宅局建築指導課長

新しい業務報酬基準の策定及び官庁施設の設計業務等積算基準等の改定について

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

構造計算書偽装問題への対応として行われた建築士制度見直しの一環として、業務報酬基準の見直しが行われ、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成21年国土交通省告示第15号。以下「新業務報酬基準」という。）」が平成21年1月7日に公布され、同日から施行されました。また、新業務報酬基準の策定を踏まえ、4月1日に官庁施設の設計業務等積算基準等の改定（以下「改定積算基準等」という。）が行われました。

つきましては、これらに関連する資料を送付いたしますので、貴職におかれましては、これらを活用するなどにより設計・工事監理等の業務報酬の算定に関する合理化及び適正化に努めるようお願いするとともに、これらの活用に際しては特に下記事項に留意していただきますよう、お願いいたします。

なお、貴都道府県営繕部局のほか、公共建築設計等の発注部局（公社等の外部機関を含む。）及び貴管内市町村（政令市を除く。）の営繕担当部局等公共建築設計等の発注部局に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 新業務報酬基準や改定積算基準等において定めている業務量はいずれも標準的な

設計・工事監理等の業務を行う場合の業務量であり、個別の建築物に係る設計・工事監理等の業務に際しては、「標準業務（新業務報酬基準）又は一般業務（改定積算基準等）に含まれない業務」に係る業務量を適切に計上するなど、実情に即して適切に業務報酬の算定を行う必要があること。

例えば、新業務報酬基準において略算方法によることができないとしている大規模建築物（所定の建築物の床面積の最大値を上回る建築物）に関し、改定積算基準等では独自の業務量の算定式を設定しているが、これは特に大規模建築物の設計・工事監理等の業務に際し顕著に見られる「標準業務又は一般業務に含まれない業務」に係る業務量を適切に計上し業務経費を算定するなど、実情に即して適切に業務報酬の算定を行うことを前提としていること。

2. 個別の設計等における業務量の実情を考慮せずにいわゆる「依頼度」と称する係数を設定し、単純に業務量を削減することは、新業務報酬基準や改定積算基準等の考え方に沿わないものと考えられること。なお、改定積算基準等では、一般業務に含まれる業務項目の全部又は一部を受注者が行わないことが業務委託契約書等において明確に定められている場合にのみ対象外業務率を設定することができることとしていること。

【添付書類一覧】

- 「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」
（平成 21 年 1 月 7 日付 国土交通省告示第 15 号）
- 「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について」
（平成 21 年 1 月 7 日付 国住指第 3932 号）

〔担当課：住宅局建築指導課〕

- 「官庁施設の設計業務等積算基準」（平成 21 年 4 月 1 日付 国営整第 1 号）
- 「官庁施設の設計業務等積算要領」（平成 21 年 4 月 1 日付 国営整第 3 号）
- 「官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について（通知）」

（平成 21 年 7 月 1 日付 国営整第 70 号）

〔担当課：大臣官房官庁営繕部整備課〕